

議案参考資料

[平成 30 年第 1 回定例会(3 月)]

[担当課(室)係]

長寿支援課 介護管理給付係

議案名

議案第 16 号 桐生市介護保険条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

第 7 期介護保険事業計画に基づき、平成 30 年度から平成 32 年度までの第 1 号被保険者に係る保険料率等を定めるため、所要の改正を行おうとするものです。

概要

1 介護保険料率の改正

第 7 期介護保険事業計画で定める平成 30 年度から平成 32 年度までの間の所得段階別介護保険料率を定めます。なお、今回の改正では、所得段階を現行の 13 段階から 14 段階に細分化し、所得水準に応じたきめ細かな保険料設定とします。

2 所得指標の見直し

第 1 号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準について、現行の所得指標である合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることとします。

3 質問検査権対象者範囲の拡大

質問検査権については、第 1 号被保険者を対象としていたが、第 2 号被保険者のサービス利用も増加していることから、第 2 号被保険者も対象となるよう範囲を拡大します。

4 低所得者の保険料率の改正

第 1 号被保険者のうち介護保険法施行令第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者(所得段階が第 1 段階に該当する者)の保険料について、軽減措置を設けます。

(施行期日：平成 30 年 4 月 1 日)

背景・経過

介護保険制度は、平成 12 年 4 月から開始され、以後 3 年ごとに国の制度の見直しがなされてきましたが、それに合わせて介護保険事業計画を作成し、介護保険事業の見込みや保険料の見直しを行ってきました。

65 歳以上の第 1 号被保険者の介護保険料は、3 年間の介護保険事業運営期間に保険者(市町村)単位で設定することとされており、第 1 号被保険者の人数、要介護認定者数、各種サービス利用者数に応じて、3 年間の介護給付費見込みから推計し、保険料を定めています。

参考資料

第7期介護保険事業計画所得段階

第6期（平成27～29年度）				第7期（平成30～32年度）					
段階	課税状況		区分 [保険料率]	年額 (月額)	段階	課税状況		区分 [保険料率]	年額 (月額)
	世帯	本人				世帯	本人		
1	非	非	・生活保護受給者 ・老齢年金受給者 ・所得等80万円以下 [基準額×0.45]	34,900円 (2,914円)	1	非	非	・生活保護受給者 ・老齢年金受給者 ・所得等80万円以下 [基準額×0.45]	35,600円 (2,970円)
2	非	非	・所得等80万円を超え 120万円以下 [基準額×0.70]	54,300円 (4,533円)	2	非	非	・所得等80万円を超え 120万円以下 [基準額×0.70]	55,400円 (4,620円)
3	非	非	・所得等120万円以上 [基準額×0.75]	58,200円 (4,856円)	3	非	非	・所得等120万円以上 [基準額×0.75]	59,400円 (4,950円)
4	課	非	・所得等80万円以下 [基準額×0.90]	69,900円 (5,828円)	4	課	非	・所得等80万円以下 [基準額×0.90]	71,200円 (5,940円)
5	課	非	・所得等80万円以上 [基準額]	77,700円 (6,475円)	5	課	非	・所得等80万円以上 [基準額]	79,200円 (6,600円)
6	課	課	・合計所得125万円 未満 [基準額×1.20]	93,300円 (7,770円)	6	課	課	・合計所得80万円未 満 [基準額×1.17]	92,700円 (7,722円)
					7	課	課	・合計所得80万円 以上125万円未 満 [基準額×1.20]	95,100円 (7,920円)
7	課	課	・合計所得125万円 以上200万円未 満 [基準額×1.30]	101,100円 (8,418円)	8	課	課	・合計所得125万円 以上200万円未 満 [基準額×1.30]	103,000円 (8,580円)
8	課	課	・合計所得200万円 以上290万円未 満 [基準額×1.60]	124,400円 (10,360円)	9	課	課	・合計所得200万円 以上290万円未 満 [基準額×1.60]	126,800円 (10,560円)
9	課	課	・合計所得290万円 以上400万円未 満 [基準額×1.63]	126,700円 (10,554円)	10	課	課	・合計所得290万円 以上400万円未 満 [基準額×1.63]	129,100円 (10,758円)
10	課	課	・合計所得400万円 以上600万円未 満 [基準額×1.75]	136,000円 (11,331円)	11	課	課	・合計所得400万円 以上600万円未 満 [基準額×1.75]	138,600円 (11,550円)
11	課	課	・合計所得600万円 以上800万円未 満 [基準額×1.80]	139,900円 (11,655円)	12	課	課	・合計所得600万円 以上800万円未 満 [基準額×1.80]	142,600円 (11,880円)
12	課	課	・合計所得800万円 以上1,000万円未 満 [基準額×1.85]	143,800円 (11,979円)	13	課	課	・合計所得800万円 以上1,000万円未 満 [基準額×1.90]	150,500円 (12,540円)
13	課	課	・合計所得1,000万円 以上 [基準額×1.90]	147,700円 (12,303円)	14	課	課	・合計所得1,000万円 以上 [基準額×2.20]	174,300円 (14,520円)

※表中「所得等」とは、前年の公的年金収入額と合計所得金額の合計をいう。

※月額欄の金額は、あくまでも目安です。